

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、弘前自転車利用環境改善協議会（以下、「当協議会」といいます。）が、この弘前駅中央口駐輪場レンタサイクルサービス（以下、「レンタサイクル」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者の皆さま（以下、「利用者」といいます。）には、本規約に従って、レンタサイクルをご利用いただきます。

第 1 条（適用）

本規約は、利用者と当協議会との間のレンタサイクルの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第 2 条（利用時間等）

利用時間等

4 月～12 月 24 時間

第 3 条（利用者の制限）

レンタサイクルの利用者は、弘前駅中央口駐輪場を利用する学生（専門学校も含む）とし、利用の申込み、及び更新、若しくは再発行の手続きの際は、学生証の提示を義務付けるものとします。

第 4 条（利用の申し込み）

利用の申込みは、弘前駅中央口駐輪場レンタサイクルサービス利用申請書、及び自転車等駐輪場利用承認申請書にて、レンタサイクルの利用申請と定期利用申請を同時に申し込むものとします。

第 5 条（利用料金および支払方法）

1、利用料金

利用区分	利用料金
定期利用 1 か月	1,900 円
定期利用 3 か月	4,980 円
レンタサイクルサービス	0 円

2、支払方法

駐輪場内の更新/精算機にて利用料金を支払うものとします。

第 6 条（利用の更新等）

- 1、レンタサイクル利用の更新は、定期利用券の更新手続きを行うことにより更新されます。
- 2、更新期間は有効期限の当月 20 日から翌 7 日までとします。有効期限から 7 日を経過した定期利用承認証（定期カード）での入退場は出来なくなります。再度定期利用券の更新を行う場合は、定期利用承認証を管理室までお持ち下さい。
- 3、定期利用承認証が無効となった場合、自動的にレンタサイクルの利用が終了するものとします。

第 7 条（利用料金の還付）

- 1、改築、修繕その他の理由により駐輪場の利用を中止したときは、弘前駅中央口駐輪場利用規約に準じた利用料金の還付を行います。
- 2、利用者の都合により、利用期間を残して利用の取り止めに申し出たときは、利用料金は中央口駐輪場利用規約第 6 条に準じ還付するものとします。

第 8 条（利用料金の減免）

レンタサイクルにかかる利用料金の減免は行わないものとします。

第 9 条（定期利用承認証の再発行）

- 1、定期利用承認証を損傷、又は紛失した場合は速やかに申し出て、再発行の手続きを行うものとします。また、再発行の手続きは、弘前駅中央口駐輪場利用規約に基づき行うものとします。

第 10 条（自転車の管理義務）

利用者はレンタサイクルで借受けた自転車に対して、以下の義務を負うものとします。

- 1、弘前駅中央口駐輪場、又は場外の如何なる場所であっても自転車を 사용하지 ないときは、必ず施錠するものとします。
- 2、放置自転車禁止区域、及び自転車の撤去のおそれがある場所への駐輪は禁止します。

※自転車撤去された場合は、利用者負担にて復元させるものとします。

- 3、利用者は、自転車の盗難、又は第三者による自転車への損傷等が発生した場合には、所管の警察署へ盗難届、又は被害届を届け出るものとします。
- 4、自転車の使用の際は、社会通念上考えられる範囲内（通学、買物など）での使用に留めるものとし、自転車の性能を著しく低下させる使用、又は悪路等での使用は禁止するものとします。
- 5、自転車に異常が見受けられる場合には、直ちに使用を中止し、弘前駅中央口駐輪場管理室へ修理、又は自転車の交換依頼をするものとします。
- 6、利用者は、弘前駅中央口駐輪場へ自転車を駐輪する際は、当協議会による定期的な自転車の検査のため、指定された場所に駐輪するものとします。

第11条（修理の範囲と修理の依頼）

- 1、レンタサイクルにかかる自転車の修理に関しては、以下の場合を除き、当協議会が行うものとします。
 - (1) 通常考えられる使用の範疇を超えて自転車を使用し、故障させた場合。
 - (2) 自転車の鍵を紛失した場合
 - (3) 著しく自転車の材質を劣化させる場所で保管し、概観、又は形状等を損傷させ故障につながった場合。
 - (4) 悪路の連続走行により自転車を故障させた場合。
 - (5) 故障の放置により自転車に致命的な故障を発生させた場合。
 - (6) 改造により自転車を故障させた場合。
 - (7) その他、利用者の過失により自転車を故障させた場合。
- 2、レンタサイクルにかかる自転車の修理の受付は、弘前駅中央口駐輪場管理室にて行うものとし、自転車は弘前駅中央口駐輪場へ持参するものとします。

第12条（防犯登録と自転車の整備）

- 1、当協会は、利用者に自転車の貸し出しを行う際は、事前に防犯登録を行うとともに、年1回、自転車安全整備店の自転車安全整備士に点検整備を依頼し、TSマークの取得を行うものとする。
- 2、当協議会は、利用中の自転車を対象に、月1回程度、ブレーキ等の点検を行うものとする。

第13条（禁止事項）

利用者はレンタサイクルの利用にあたり、以下の行為を禁止します。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 弘前駅中央口駐輪場利用規約に違反する行為
- (4) 他の利用者になりすます行為
- (5) 当協議会のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接、又は間接に利益を供与する行為
- (6) その他、当協議会が不相当と判断する行為

第14条（利用の制限）

レンタサイクルの利用者が、以下のいずれかに該当するときはレンタサイクルを利用することができません。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす恐れのあること。
- (2) 駐輪場の施設若しくは附属設備等又は駐車中の自転車を損傷し、汚損し、又は紛失する恐れがあること。
- (3) その他駐輪場の管理運営上支障があること。

第15条（利用の取消し）

駐輪場の利用者が、以下のいずれかに該当するときは利用の取消し、又は利用が停止されます。

- (1) 前条各号のいずれかに該当していること。
- (2) レンタサイクルの管理運営上必要な条件を履行していないこと。
- (3) 「弘前市自転車等駐車場条例」又は「弘前市自転車等駐車場管理運営規則」に違反していること。

第16条（利用終了時）

レンタサイクルの利用者が利用期間内または利用期間期限（12月31日）にレンタサイクルの利用を終了する場合は、自転車の鍵と協議会貸与のツーロックを管理室まで返却する。

第17条（次年度利用更新）

レンタサイクルを次年度も継続して利用したいレンタサイクル利用者は、利用終了時に管理室まで申し出て、管理室よりレンタサイクルサービス利用申請書を受取り、指定日までに必要事項を記載し提出する。また、次年度の指定日までに定期更新が行われない場合はレンタサイクルの利用資格は失われるものとする。